鳥労発基 0701 第４号
令和８年７月１日

関係団体の長　殿

鳥取労働局長

労働者数 50 人未満の事業場に係るストレスチェック義務化の施行期日等について

日頃より労働安全衛生行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、昨年、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第 33 号）の公布により、労働者数 50 人未満の事業場についてもストレスチェックが義務化され、その施行期日は公布日後３年以内とされていたところです。

これに関し、令和８年６月 10 日付けで、その施行期日を令和 10 年４月１日とする政令が公布されましたので、貴団体におかれましても御承知の上、同封のリーフレットを活用いただく等により、関係事業者に対して周知を図っていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

参考　同封のリーフレットをはじめ、関連マニュアル等は厚生労働省のホームページからダウンロードが可能ですのでご活用ください。

労働者数 50 人未満の小規模事業者の方 | 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70761.html
（右の QR コードからもご確認いただけます）

鳥取労働局ホームページにおいても、ストレスチェックに関する制度内容等に関する情報をはじめ、ストレスチェック実施機関、ストレスチェックの導入を無料で支援する鳥取産業保健総合支援センター、その他メンタルヘルスに関する情報を掲載しております。

【掲載ページ】

職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策を進めましょう

URL は以下のとおりです。（右の QR コードからもご確認いただけます）

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/menhel_kazyuroudou.html

(一社)鳥取県労働基準協会
受
令和 8. 7. -6
第　号

労働者数50人未満の事業者も

ストレスチェック が義務になります！

令和10年 4月1日 スタート

ストレスは見えません。
チェックしましょう。

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、**本人のストレスへの気付き・セルフケアを促す**とともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、**職場のストレス要因の改善**につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ストレスチェック制度に取り組む意義

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。

また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場においてメリットも大きいと思います。

こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。

小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の**「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」**は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※**マニュアルの概要版（スタートガイド）**もあります

厚労省HP
（ストレスチェック）

専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。

都道府県
さんぽセンター

サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：（全国統一ナビダイヤル）

0570－031050

受付時間：平日10：00～17：00
（土日祝日、年末年始は除く）

※運営は厚労省所管の
独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト**「こころの耳」**では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など）を広く掲載しています。

ポータルサイト
「こころの耳」

（令和8年6月）